事務局長　皆様、おつかれさまです。本年もよろしくお願いいたします。
委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しいところ、また寒い中総会にご出席いただき誠にありがとうございます。
本日、欠席の届け出が２番、佐藤洋悦委員から出ております。
本日は、農振除外案件もあり全員招集の総会でございます。内容説明のため農業振興課からも出席いただいておりますのでよろしくお願いいたします。
また、総会終了後の午後５時３０分から会場をグランドパレス川端に移して新春懇談会を開催いたします。時間的にあまり余裕のない日程となってございますので、皆様にはスムーズな議事の進行にご協力いただきますようお願い申し上げます。
それでは、定刻となりましたので、ただいまから第７回大仙市農業委員会総会を開催します。（午後３時　開会）

事務局長　はじめに、会長からご挨拶を頂戴いたします。

細谷精悦会長　（会長挨拶）

事務局長　ありがとうございました。
会議に先立ち出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は２３名となっております。会議規則第９条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。

事務局長　次に、前回１２月７日の総会から本日までの主な業務につきましてご報告させていただきます。お手元に配付しております第７回総会までの業務報告書をご覧願います。
１２月７日に第６回農業委員会総会を委員２２名、推進委員１０名の出席をいただき、ここ神岡農村環境改善センターにおいて開催しております。
１２月２０日に令和５年度農業者年金加入推進研修会と加入推進活動打合せ会を会長と加入推進部長８名の出席をいただき、神岡庁舎にて開催しております。
その他の業務につきましては、配付資料のとおりとなっておりますので、ご確認いただきたいと存じます。
以上で、主な業務報告といたします。

事務局長　それでは、大仙市農業委員会会議規則により会議の進行は会長にお願いいたします。

議　長　本日の会議を開催します。
はじめに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。
（異議なしの声）

議　長　異議なしと認め、14番、髙橋勝範委員、15番、佐藤敏光委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議　長　議案第１号の大仙農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを議題とします。

事務局長　議案第１号、大仙農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
大仙農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２の規定に基づき、大仙市長より大仙市農業委員会会

長あて諮問があったので意見を求める

令和６年１月１２日　提出
大仙市農業委員会　会長　細谷　精悦

議　長　　農業振興課の説明を求めます。

農業振興課　　ただ今ご紹介いただきました農業振興課の杉山と申します。日頃より市の農業施策につきましては農業委員の皆様、最適化推進委員の皆様から、多大なるご理解ご協力をいただきありがとうございます。

本日は、農業振興課から私と髙橋正人主幹、小笠原一志主事の３名で議案の説明をさせていただきにまいりました。どうぞよろしくお願いします。

令和５年の本市農業につきましては、米や大豆、野菜等、夏以降の記録的な高温の影響から収量の減少、かつてない程の品質の低下等があり、また資材高騰等の高止まりの状況も続いておるところであります。

このことに対し、市では、生産販売する農業者への支援として、１２月議会において生産費の一助となりますよう農業資材高騰対策支援給付金、１億３千万円を予算化し主食用米１０アール当たり１，０００円、大豆５００円、露地野菜１，４００円等を支援いたします。営農計画書を提出する出荷者には、申請書を送らせていただき、間もなく届くと思いますが２月末まで申請されますようお願いいたします。

また、県事業でありますが電気・燃料の物価高騰に伴う乾燥調製施設等支援事業として、令和５年に受託を含め合計３０ヘクタール以上の米、大豆、麦、そばの乾燥調製をしている経営体に対し、１トン当たり６００円の助成がございます。まずは２０ヘクタール以上の経営体にアンケートにてご案内し、各支所で取り纏めております。昨年３０ヘクタール以上の乾燥調製の実績がある方で未だ提出されてない経営体がございましたら、来週早々にご提出されますようお願いいたします。

市ではこうした県事業、また必要に応じて市独自の事業を実施し農業者の皆様の経営の手助けになるよう進めているところでありますので、該当の皆様にはご活用いただきますようよろしくお願いいたします。

さて本日の議案についてでありますが、議案第１号については大仙農業振興地域整備計画の変更であります。変更の概要といたしましては大曲、中仙、太田地域の除外案件計４件、協和地域の編入案件が１件でございます。

計画の変更にあたりましては大変お忙しい中、地元の農業委員や農地利用最適化推進委員の皆様に書面及び現地確認を頂いたほか、去る１２月１日には大仙農業振興地域整備促進協議会幹事会を開催し、計画の妥当性など様々な要件に照らしあわせて協議を行ったところであり、農用地からの除外及び農振地域への編入、全ての案件についてやむを得ないものとの結論に至っております。

この後、議案第１号の全体概要及び各事案の詳細について、髙橋主幹を始め、各地域の担当から説明させて頂きますのでよろしくお願いいたします。

参　与　　農業振興課の髙橋と申します。よろしくお願いいたします。ここからは、座ってご説明させていただきます。

各地域の説明に入ります前に、全体の概要についてご説明いたします。お手元の議案書第１号、１ページ、２ページ、総会議案資料の１ページから１０ページまでと最後のページにあります補足資料になります。

今次、令和５年度後期分の計画変更につきまして除外案件４件、編入案件１件となっております。

除外する農地は田４筆、合計面積１，３３４平方メートルです。編入する農地は田、畑それぞれ１筆、合計面積１，３８９平方メートルです。

除外後の用途につきましては、商用施設、車庫倉庫、一般住宅、格納庫、それぞれ

１件です。除外にあたりまして、農用地区域から除外するための要件が、今年度から一部変更となっております。総会議案資料の最後のページにあります補足資料農業振興地域からの除外要件についてと書かれた資料をご覧ください。
昨年度までは５つの要件でしたが、今年度から要件第２号、農業経営基盤強化促進法、いわゆる基盤法第１９条第１項に規定する地域計画の達成に支障を及ぼさないことが追加され、６要件となりました。
但し、現時点では地域計画が未策定であり令和６年度末までに策定予定であるため、当該要件について今回は検討不要となります。
また、この農振除外６要件に加え農地法による転用許可の見込みについても含め、総合的に判断いたしております。各案件につきまして、大曲、中仙、太田、協和地域の順で担当よりご説明させていただきますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

参　与　　それでは、はじめに大曲地域の除外案件についてご説明申し上げます。
案件番号１番です。総会議案資料につきましては、１ページ、２ページをご覧ください。
申し出地は飯田〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇平方メートルです。申し出者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇さん。計画者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。除外後の用途は商用施設です。
申請理由といたしまして、当該地は県道に接道し市街地や飯田インターチェンジから近く店舗設置により集客が見込めることから、商用施設の設置を行うため申し出人所有の当該農地を選定し除外するものです。見取図及び地形図をご覧ください。計画地〇〇〇〇〇平方メートルの大半は都市計画法の用途地域内にありますが、右上端部にある一部〇〇〇平方メートルが農用地区域内にあるため今回除外するものです。なお、計画地の西側半分は、地目は宅地、現況は雑種地の非農地であり、今回、残る計画地東側にある農地２筆を農地転用し、一体的に開発する計画となっております。
立地基準につきましては、第１種農地に位置付けられるものと判断しております。第１種農地は原則許可できませんが、農地法施行規則第３６条の規定により、隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、申請に係る事業の総面積に占める第１種農地の面積が３分の１を超えないことから、立地基準における許可要件を満たしていると判断いたしました。
計画地の西側は県道、南側及び北側は宅地及び農地、東側は一団の農地が広がる端部に位置する農地であり、申請地西側は用途地域指定されています。当該変更により分断、孤立する農地もなく、農地の集団化等に影響を及ぼすおそれはないと判断します。申請地は用途地域に隣接した農地で、西側の非農地及び用途地域内農地と一体で整備されることから、他の農業経営者の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと判断します。汚水・生活排水は、合併浄化槽で処理し、雨水は水路放流とします。隣接地への土崩れ防止のために安定勾配で法面工事し、防草シートを施工するため、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと判断します。土地改良事業については、国営造成土地改良施設整備事業が平成１４年度に終了しており、関係土地改良区等とは調整済みです。なお、地元農業委員及び推進委員からも立会確認を行っていただいております。
よろしくご審議くださるようお願いいたします。

参　与　　次に、中仙地域の案件２件について説明します。
はじめに２番、資料は３ページ、４ページとなります。
申出地は、清水〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積が〇〇〇平方メートルです。申出人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。計画者は、〇〇〇の〇〇〇〇さんです。用途は、車庫・倉庫です。

計画者は、現在、妻子とともに申請地に隣接する妻の両親宅で生活しております。車の所有台数が多く既存の車庫も劣化が激しく狭いことから、青空駐車が常に数台ある状況です。そこで、車５台を収納し農業資材置場と一体化した車庫を居宅隣地である当該地に建築するため、農用地区域から除外するものです。

当該地は、一団の農地の末端に位置していることから、当該変更により分断、孤立する農地もなく、農用地の集団化や利用集積に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。雨水は自然流下とし、また、法面保護により土砂の流出を防ぐこととしており、土地改良施設に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。土地改良事業については、国営造成土地改良施設整備事業を行っておりますが、事業完了後８年を経過しており、関係土地改良区とも調整済みです。

農地転用における立地基準については、概ね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第１種農地と判断しております。許可基準については、当該地は集落に接続した農地であり、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当することから許可要件を満たすと判断しております。

次に、３番、資料は５ページ、６ページをご覧ください。

申出地は、豊岡○○○○○○○○○○、地目が畑、面積が○○○平方メートルです。申出者は、○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん。計画者は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さんです。用途は、一般住宅です。

計画者は現在、夫、子と共に両親宅に居住しておりますが、建物の老朽化と子供たちの成長にともない現在の住宅では手狭になってきたことから、当該地に住宅を建築するため、農用地区域から除外するものです。

当該地は、一団の農地の末端に位置していることから当該変更により分断、孤立する農地もなく、農用地の集団化や利用集積に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。汚水、生活排水は合併浄化槽で処理し、雨水については自然流下となります。また、種子吹付により法面保護し土砂の流出を防ぐこととしており、土地改良施設に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。土地改良事業については、該当ありません。

農地転用における立地基準については、概ね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第１種農地と判断しております。許可基準については、当該地は集落に接続した農地であり、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当することから許可要件を満たすと判断しております。

中仙地域についての説明は以上です。

参　与

続きまして、太田地域の除外案件についてご説明申し上げます。番号は４番です。総会議案資料につきましては、７ページ、８ページをご覧ください。

申出地は、太田町太田○○○○○○○○○○、現況地目は田、面積は合計○○○平方メートルです。申出者、計画者ともに○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○さんです。

用途は、格納庫です。

計画者は現在、妻、子夫婦、孫の５人暮らし。既存の倉庫も手狭となり、農業機械、除雪機等を納める格納庫を自宅隣地に設置することから、当該地の農地を農用地区域から除外するものです。

当該地は東側には自宅、北、南側には宅地、西側には一段の農地が広がる端部に位置する農地で、当該変更により分断、孤立する農地もなく、農用地の集団化等に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。雨水については自然流下とし、緩衝地を設けて土砂の流失を防ぐため土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。土地改良事業については、関係土地改良区に確認済で該当なしです。

農地転用における立地基準につきましては、良好な営農条件を備えた概ね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であることから第１種農地に該当すると判断しております。農地転用における許可基準につきましては、集落に接続した農地であり、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当することから、許可要件を満たすと判断いたします。地元の農業委員、推進委員からも現地確認に立ち会っていただいております。
どうかご審議のほど、よろしくお願い致します。

参　与　　案件番号５番です。総会議案資料につきましては、９ページ、１０ページをご覧ください。
申し出地は協和小種〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇〇〇平方メートル、及び協和小種〇〇〇〇〇〇、地目は畑、面積〇〇〇平方メートルです。申し出者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。計画者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇です。編入後の用途は農地です。
申請理由といたしまして、当該地は令和６年度採択予定の、高野三郡野地区農地中間管理機構関連農地整備事業の区域であることから編入申請するものです。
当該地は、周囲を、田、畑、宅地、市道に囲まれた土地で、以前は水田でしたが現在は大豆が作付けされております。農地中間管理機構関連農地整備事業の要件を満たすため、令和５年１０月には中間管理機構を通し、担い手である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に利用権を設定済みです。この農地が過去に、農用地区域から除外された理由や経緯は明らかではありませんが、高野三郡野地区においては、この２筆のみが農用地区域から除外されてございます。
当地の編入についてよろしくご審議くださるようお願いいたします。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　質疑無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり同意することに決定しました。
ここで、農業振興課の職員が退席いたしますので暫時休憩します。
（午後3時25分　休憩）

議　長　　休憩前に引き続き会議を再開します。　（午後3時35分　再開）
議案第２号の農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局長　　議案第２号、農地法第３条の規定による許可申請について
農地法第３条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める

令和６年１月１２日　提出
大仙市農業委員会　会長　細谷　精悦

議　長　　議案第２号、案件１番を議題とします。
案件１番は、〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により〇〇委員の退席を求めます。
（〇〇委員　退席）

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与　　３ページ、１番を説明いたします。
農地の所在は、太田町駒場〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇〇〇平方メートル、１筆です。秋田県農業公社による農地売買支援事業を活用した所有権移転になります。所有権を移転する方は、秋田市山王４丁目１番２号、公益財団法人、秋田県農業公社です。所有権の移転を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、７１歳です。
申出理由といたしまして、農地売買支援事業１０年分割払い型を利用し完納したことにより、所有権移転するものです。売買価格は総額〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円で、１０アール当たりに割り返しますと約〇〇〇〇〇〇〇円です。
この案件は、農地法第３条の各要件を満たしているものと思われます。
よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　質疑無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。
（〇〇委員入場）

議　長　　議案第２号、案件２番を議題とします。
案件２番は、〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により〇〇委員の退席を求めます。
（〇〇委員　退席）

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与　　３、４ページ２番をご説明します。
農地の所在が、豊川〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積が〇〇平方メートル外、田８筆、計９筆、合計面積〇〇〇〇〇〇平方メートルです。売買による所有権移転です。
譲渡人は、秋田市山王四丁目１番２号、公益社団法人、秋田県農業公社です。譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。
申請理由につきましては、農地売買支援事業１０年分割払い型を利用し完納したことにより、所有権移転するものです。売買価格は、総額〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円で、１０アール当たりに割り返しますと約〇〇〇〇〇〇〇円です。
この案件は、農地法第３条の各要件を満たしているものと思われます。
よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　質疑無いようですので、これより採決いたします。

議　長　　本案件について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。
（〇〇委員入場）

議　長　　議案第２号、案件３番から１４番までを議題とします。
事務局の説明を求めます。

参　与　　４ページから６ページ、３番をご覧ください。
農地の所在は、内小友〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積が〇〇〇〇〇〇平方メートル、外、田２９筆、計３０筆、合計面積〇〇〇〇〇〇平方メートルです。売買による所有権移転です。譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さんです。
申請理由につきまして、譲渡人の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が今年度末をもって解散することに伴い、所有している農地を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に売買するものです。農業振興地域内にある分については強化法で、それ以外の河川区域内などの農地は農地法第３条での申請となります。売買価格は総額〇〇〇〇円、１０アール当たりに割り返しますと、〇〇〇〇〇〇円になります。売買価格が低く設定されていますが、これは、当該農地が雄物川の河川敷にあり、浸水被害に遭いやすいこと、また、土地改良区の範囲に入っておらず耕作不便であることから、双方合意の上で設定されたものです。

参　与　　７ページ４番をご覧ください。
農地の所在は、角間川町〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積が〇〇〇〇〇平方メートル、外、田１筆、計２筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。贈与による所有権移転です。譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、７４歳。譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さん、４９歳です。
申請理由につきまして、譲渡人の〇〇さんは農業を行う後継者がおらず、また、高齢であることから生前に農地を処分したいと考え、これまで耕作をお願いしていた〇〇さんに贈与をしたい意向を伝え、今回申請に至ったものです。なお、議案書に記載の経営面積については、これまでの貸借契約を解約手続きしてから所有権を移転したいとの意向から、解約後の面積となっています。

参　与　　次に１０ページ、１０番をご説明します。
農地の所在は、豊川〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇平方メートル、外、田１筆、計２筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。新規の使用貸借権の設定です。貸付人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さん、６４歳です。借受人は、〇〇〇の〇〇〇さん、３３歳です。貸付人と借受人の関係は、親子です。
申請理由としまして、〇〇〇さんは〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で研修しており、令和６年度から経営開始資金の給付を受けて新規就農予定です。営農するにあたり、父の所有する農地を使用貸借契約するもので設定期間は５年です。当該農地には、にんにくを作付する計画です。

参　与　　１６ページ１４番についてご説明いたします。
利用権を設定する農地は、南外○○○○○○○、地目は田、面積○○○平方メートル、　外、畑３筆、計４筆、合計面積○○○○○○平方メートルです。新規の使用貸借権設定です。貸付人は、○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん、６８歳です。借受人は、○○○の○○○○さん、２５歳です。貸付人と借受人は、親子の関係になります。
申請理由といたしまして、申請人は畜産を行っておりますが、今回○○さんが国の新規就農支援施策の一つである経営開始資金の支援を受けるにあたって、農地の耕作者となっている必要があるため設定期間１０年の使用貸借契約を結ぶものです。

事務局長　　議案第２号につきましては、ただいま説明いたしました４件のほかに、有償所有権移転２件、使用貸借権設定の新規２件、更新４件がございます。
１７ページ、１８ページの農地法第３条の調査書をご覧ください。農地法第３条第２項各号には該当しない旨記載したもので、結果許可要件を満たしているものと考えます。
よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　質疑無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　次に、議案第３号の農地法第５条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局長　　議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請について
農地法第５条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める

令和６年１月１２日　提出
大仙市農業委員会　会長　細谷　精悦

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与　　１９ページ、１番をご覧ください。位置図及び配置図は、資料の１、２ページになります。
農地の所在は、川目○○○○○○○○○、地目が畑、面積○○○平方メートル１筆です。使用貸借による転用です。貸付人は、○○○○○○○○○○○、○○○○さん。借受人は、○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○、○○○○さんです。
申請理由につきまして、貸付人と借受人は親子であり、借受人が現在住んでいるアパートが手狭であることから実家近くに住宅を建築したいと考え、計画したものになります。
許可基準における立地基準につきまして、申請地は都市計画法に規定する用途地域が定められており、第３種農地に区分されるため原則許可することが認められています。また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

議　長　　事務局からの説明が終わりました。これより現地調査されました委員から補足説明をお願いいたします。
　案件１番についてお願いします。

渡邊敏雄委員　　１７番、渡邊です。
　申請地は、百件ほどの宅地がある川目地区の集落の中に位置しておりまして、自分の屋敷の中に住宅を建てるということなので、何ら問題は無いと思われます。
　どうかよろしくお願いいたします。。

事務局長　　現地調査大変ありがとうございました。
　それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　質疑に入ります。質疑ございませんか。
　　（なしの声）

議　長　　無いようですので、これより採決いたします。
　本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
　　（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　次に、議案第４号の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

事務局長　　議案第４号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
　農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条の改訂に伴い、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める

令和６年１月１２日　提出
大仙市農業委員会　会長　細谷　精悦

議　長　　議案第４号、案件１番、１１番、１２番は関連がありますので一括して議題とします。
　本案件は、〇〇番、〇〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により〇〇委員の退席を求めます。
　　（〇〇委員　退席）

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与　　２０ページ、１番と２８ページ、２９ページの１１番、１２番は関連がありますので、合わせて説明いたします。
　はじめに、２０ページ１番は売買の案件になりますが、所有権を移転する農地は、神宮寺〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇〇〇平方メートル１筆です。所有権を移転する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、７３歳です。所有権の移転を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇さんです。
　申請理由としては、借受地の購入になります。申請地については、長く、〇〇が借り受けてきた農地になりますが、ほ場の条件や交通の便が良いことから、総額〇〇〇〇

円、１０当たりに割り返しますと、○○○○○○○○○○円となっています。

参　与　　次に、２８ページから２９ページの１１番、１２番の利用権を設定する農地は、神宮寺○○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○○平方メートル、外、田９筆、計１０筆、合計面積○○○○○○平方メートルです。利用権設定期間の満了に伴う更新です。利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○、○○○○さん、８０歳外１名です。利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○、○○、○○○○○、○○○さんになります。設定期間は５年、１０アール当たりの賃借料は、ほ場の状況により、１１番が○○○○○円、１２番が○○○○○○○円となっております。
　只今ご説明いたしました１番、１１番、１２番につきましては、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えられます。
　よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。
　　（なしの声）

議　長　　無いようですので、これより採決いたします。
　本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
　　（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
　○○番、○○委員の入場を求めます。
　　（○○委員入場）

議　長　　議案第４号、案件１３番を議題とします。
　本案件は、○○番、○○○○委員の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により○○委員の退席を求めます。
　　（○○委員　退席）

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与　　２９ページ、１３番について説明いたします。
　利用権を設定する農地は、北楢岡○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○平方メートル、１筆です。利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○、○○○○○さん、７１歳です。利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、４９歳です。設定期間は５年、１０アール当たりの賃借料は○○○○○円となっております。
　申請理由として、これまで耕作していた方が、昨年４月に亡くなられたことから、近隣で耕作する○○委員が応じてくれたものです。
　只今ご説明いたしました１３番につきましては、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えられます。
　よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。
　　（なしの声）

議　長　　無いようですので、これより採決いたします。
　本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
　　（賛成者挙手）

議　長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。
（〇〇委員入場）

議　長

次に、議案第４号、案件２番から１０番、１４番から１０１番までを議題とします。
事務局の説明を求めます。

参　与

２０ページから２１ページの２番を説明いたします。
所有権を移転する農地は、大仙市内小友〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇平方メートル、外、田６筆、畑９筆、計１６筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。所有権を移転する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。所有権の移転を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さんです。
申請理由として、当該農地は現在〇〇〇〇が自作しておりますが、このたび代表の高齢化等の理由で法人を解散することとなり、農地の引き受け手を探しておりました。そこで、近隣を耕作する〇〇〇〇〇〇〇に相談したところ話がまとまり、売買にいたったものです。売買価格は、総額〇〇〇〇円、１０アール当たりに割り返しますと約〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。

参　与

２２ページ、４番についてご説明いたします。
農地の所在は、土川〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積が〇〇〇平方メートル、外、田４筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。所有権を移転する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、７３歳です。所有権の移転を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、３６歳です。売買価格は総額〇〇〇円、１０アール当たりに割り返しますと〇〇〇〇〇〇〇円です。
申請理由といたしましては、借受地の購入になります。所有者の〇〇さんは、現在〇〇〇〇〇〇〇で今後も秋田に戻る予定がなく、申請地の処分を考えておりました。今回、〇〇さんにはこれまで長く耕作してもらっており、安くても構わないので買い取ってほしいと相談したところ、応じてくれたものです。

参　与

続きまして２３ページ、５番についてご説明いたします。
農地の所在は、土川〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積は〇〇〇平方メートルです。所有権を移転する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇さん、７６歳です。所有権の移転を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さん、７１歳です。売買価格は総額〇〇円、１０アール当たりに割りかえしますと、〇〇〇〇〇〇〇円です。
申請理由といたしまして、当該農地は小杉山地区圃場整備区域の農地で、換地後、譲受人の〇〇さんの農地と合作地となる予定から売買に至ったものです。売買価格が〇〇円と安くなっておりますが、今後も耕作して活用してもらえるなら安くてもかまわないという、譲渡人の〇〇〇〇さんの意向により話がまとまったものです。

参　与

続きまして４５ページ、４２番と４３番については、関連がありますのであわせてご説明いたします。
農地の所在は、土川〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇〇〇平方メートル、外、田１筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。使用貸借契約の更新です。利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、７０歳外１名です。所有権の移転を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇さん、６２歳です。
申請理由といたしまして、申請地については中山間地にあり、山林に近く、また、

	不整形で生産性が低い地区にあります。その様なことから、貸主から近くを耕作する○○さんに対して、主に荒廃を避けるため引き続き農地の管理をして欲しいとの依頼により、使用貸借となっております。
参　与	７６ページ、８６番について説明いたします。 利用権を設定する農地は、大仙市大曲西根○○○○○○、地目は田、面積○○○○○平方メートル、外、田３筆、計４筆、合計面積○○○○○平方メートルです。農地中間管理機構を活用した新規の利用権設定です。利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○、○○○○さんです。利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○、○○○○○、○○○さんです。期間は１０年間、賃借料は１０アール当たり○○○○○円です。 申請理由として、当該農地は○○さんが自ら管理しておりましたが、高齢により農業を続けることが難しくなったため、○○に貸し付けることになったものです。 なお、賃借料が低く設定されておりますが、長年耕作されていなかったなど圃場の条件が悪いためです。
参　与	７７ページ、８９番について説明いたします。 利用権を設定する農地は、大仙市飯田○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○平方メートル、外、田１筆、計２筆、合計面積○○○○○平方メートルです。農地中間管理機構を活用した新規の利用権設定です。利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さんです。利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○、○○○○さんです。期間は１０年間、使用貸借の契約です。 申請理由として、当該農地は○○さんが自ら耕作しておりましたが、他の自作地から離れているなど利便性が悪いため、近隣を耕作する○○さんに貸し付けることになったものです。 なお、使用貸借となっておりますが、雑草が多く生えていること、水回りが悪いことなど圃場の条件によるものです。
事務局長	その他の案件についてご説明させていただきます。 議案第４号につきましては、ただいま説明いたしました７件の外に、所有権移転６件、賃貸借権設定の新規６１件、更新２３件がございます。 今回の所有権移転における田の売買価格の内容につきましては、説明案件を除き、１０アール当たり○○○○○○○○円から○○○○○○○○円と幅がございます。これは、各地域のほ場の条件、契約者双方の意向及び実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しております。 次に、賃貸借権設定における田の賃借料の金額でありますが、説明案件を除き、１０アール当たり○○○○○円から○○○○○○○円と幅がございます。これについても、ほ場等の条件や契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推察しております。 いずれも改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えておりますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。
議　長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 （なしの声）
議　長	無いようですので、これより採決いたします。 本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議　長	全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。

議　長　　次に、議案第５号の農用地利用集積等促進計画案の承認についてを議題とします。

事務局長　　議案第５号、農用地利用集積等促進計画案の承認について
農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条、及び第１９条の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求める

令和６年１月１２日　提出
大仙市農業委員会　会長　細谷　精悦

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与　　８６ページから９０ページの１番から６番について、一括で説明いたします。本案件については、大曲地域の中間管理事業の借受人の変更案件になります。
農地の所在は、大仙市藤木○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○平方メートル、外、田４３筆、計４４筆、合計面積○○○○○○平方メートルです。農地の所有者は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん、外８名です。１番から５番の利用権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さんです。前の借受人の○○○○さんとは、親子の関係になります。
申請理由として、現在○○○○さんが借り受けている農地を、息子の名義に切り替えるものです。
次に６番の利用権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○、○○○○○○○○、○○○○○、○○○○○さんです。
申請理由としては、先の農地法第３条及び強化法で説明いたしましたが、前の借受人の○○○○○○○○○○○○の解散によるものになります。
なお、何れの案件とも、借受期間、借受金額については前の契約を引き継いだものになります。

参　与　　９０ページ７番から１１５ページ１７番までは関連がありますので、一括でご説明いたします。本案件については、西仙北地域の中間管理事業の借受人の変更案件になりますが、変更理由を中心に説明をいたします。
農地の所在は、大沢郷寺○○○○○○○○、地目は田、面積は○○○○○平方メートル、外、田２６９筆、計２７０筆、合計面積○○○○○○○○○○○平方メートルです。農地を所有している方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん外２５名です。権利の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○、○○○○○、○○○○○、○○○○さん外１名です。７番から１１番の案件が、○○○○○○○○○○○から○○○○○○○○○○○○○○、１２幡から１７番が、○○○○○○○○○○○○○○から○○○○○○○○○○○○○への権利移転となっております。
申請理由といたしまして、現在行われております六合地区圃場整備事業の集積計画に基づき、お互いの法人の利便性を考え耕作する農地を交換するものです。
なお、何れの案件とも、借受期間、借受金額については、前の契約を引き継いだものになります。

参　事　　１１５ページから１１８ページ、１８番から２１番について一括でご説明いたします。本案件については、仙北地域の中間管理事業の借受人の変更案件になりますが、変更理由を中心に説明をいたします。
農地の所在は、払田○○○○○○、地目は田、面積○○○○○平方メートル、外、田２９筆、合計面積○○○○○○平方メートルです。農地の所有者は、○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、４４歳外４名です。１８番、１９番の利用権の設定を受

ける方は、○○○○○○○○○○○○、○○○さん、４９歳です。
理由といたしましては、前の借受人は○○○○さんになりますが、○○さんは体調がすぐれず通院しており規模を少し縮小したいと考え、○○さんに相談し話がまとまったものになります。
次に２０番の利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、６６歳です。
理由といたしましては、前の借受人は○○○さんになりますが、○○さんは経営規模の縮小を考え、○○さんに相談し話がまとまったものになります。なお、○○さんについては、以前よりインターネットを利用した米の販売を行っており、販売する数量を確保する必要があることから、双方とも意向が一致のうえ申請があったものになります。
次に２１番の利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん５５歳です。
理由といたしましては、前の借受人は○○○○さんになりますが、○○さんは経営規模の縮小を考え、○○さんに相談し話がまとまったものになります。
なお、何れの案件とも、借受期間、借受金額については前の契約を引き継いだものになります。

事務局長　議案第５号の２１件について説明させていただきました。
よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議　長　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。

議　長　本日の日程は全て終了いたしました。
その他、事務局から何かございませんか。

その他
（１）農業者年金加入推進に係る先進地視察研修について
（２）農地利用最適化推進委員の補充スケジュールについて

議　長　委員の方々から何かありませんか。

議　長　無いようですので、以上をもちまして、第7回大仙市農業委員会総会を閉会いたします。
本日は、ご苦労様でした。

（午後４時２０分　閉会）